

# 令和2年度事業計画書

公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター

## 令和2年度（2020年度）事業計画

生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の振興を図っていく上で経営等の指導機関として重要な役割を担っており、その機能を最大限発揮することが求められている。

一方、我が国における超高齢社会の到来は、道内の生衛業にも大きな影響を与え、営業者の高齢化と後継者の確保が大きな課題となっており、更に、生産性の向上や働き方改革などの対応など、将来を見据えた取り組みが不可欠となっている。

生衛業は、道民の日常生活に極めて関係が深く、生衛業の振興を図ることは、地域住民の暮らしや雇用を支えるなど地方経済の活性化に繋がるものであり、その衛生水準の維持向上を図り、もって道内の利用者又は消費者（以下「利用者等」という。）の利益擁護に資することを目的に、令和2年度（2020年度）事業を次のとおり実施する。

### 第1 生活衛生関係営業指導等事業（公益目的事業）

#### 1 生活衛生関係営業相談指導事業

生衛業は中小零細な個人経営が多数を占める経営実態にあり、経営資金や人材の確保に制約があることから、生衛業者、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、新規の生衛業起業・転業者（以下「生衛業起業家」という。）に対して、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興、生産性向上等に関する相談・指導や情報提供を行うとともに、生衛業に関する利用者等からの苦情相談に対応する。

##### (1) 相談指導事業

生衛業経営指導員3名を配置する相談室を設置し、道内の全ての生衛業者等からの経営、生産性向上、融資及び衛生等に関する相談に面接、電話及び訪問等により対応するとともに、道内主要都市に無料地区相談室を開設して、中小企業診断士による専門的な指導・助言を行う。

##### ① 相談室の設置

場 所：指導センター

開設日：通年（土日、祝祭日及び年末年始を除く。） 9:00～17:00

対 象：生衛業者、生衛業起業家、生衛組合ほか

相談料：無料

計 画：相談室開設240日以上、利用者数300人以上

##### ② 地区相談室の開設

場 所：札幌市、千歳市、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、小樽市、及び室蘭市

対 象：相談室に同じ

相談料：無料

計 画：11回開催、相談者33名

## (2) 生衛業生活衛生貸付資金融資等指導事業

日本政策金融公庫が行う融資制度のうち、生衛組合未加入者が生活衛生資金貸付の申込みを行うには知事の推せん書が必要なことから、北海道から業務を受託し、借入申込者からの推せん書交付願及び添付書類の審査、推せん書の発行等を行う。

また、従業員5人以下の生衛業者を対象とした無担保無保証人の融資制度である「生活衛生関係営業経営改善資金貸付制度」に関する普及啓発を行うとともに、生衛業者が当該貸付制度の申込みを行うに当たって、知事から経営指導等を委嘱されている「生衛業経営特別相談員（以下「特別相談員」という。令和元年12月27日現在の委嘱数181名）が事前調査を行うこととなっていることから、これら特別相談員の資質の向上等を図るための研修会を開催する。

### ① 推せん書の交付事務

場 所：指導センター相談室

受付日：通年（土日、祝祭日及び年末年始を除く） 9:00～17:00

対 象：生衛業者、生衛業起業者

手数料：無料

計 画：相談件数180件、推薦書交付件数60件

### ② 経営特別相談員研修会の開催

開催日：令和2年11月

場 所：札幌市

講 師：中小企業診断士、日本政策金融公庫の職員ほか

参加費：無料

計 画：参加者50名

## (3) 利用者・消費者からの苦情相談事業

利用者・消費者（以下「利用者等」という。）が安心して生衛業を利用できる環境を整えるため、利用者等からのサービス内容等に関する苦情相談に応じるとともに、該当する生衛業者及び生衛組合等に対し指導助言を行う。

また、これらの苦情相談等にあたっては、消費者相談窓口とも連携して対応を行う。

場 所：指導センター相談室

受付日：通年（土日、祝祭日を除く） 9:00～17:00

対応者：生衛業経営指導員 3名

方 法：面接、電話、ファックス、メール等

対 象：道内の生衛業の利用者等、生衛業者、生衛組合、消費者相談機関ほか

計 画：苦情等相談12件

## (4) 生衛業情報化整備事業

経営状況調査等を通じ、生衛業の衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等にとって有益な情報や、利用者等に対する良質なサービスの提供に関する情報を収集、分析し、ホームページ等を通じて、道内のすべての生衛業者及び利用者等に次のとおり最新の情報を提供する。

- ・利用者等に対して：研修会、セミナー等の紹介、各生衛組合及び実施事業の紹介、関連行事の参加案内等
- ・生衛業者等に対して：相談室・無料地区相談室の利用案内、各種の融資制度紹介、一般貸付に係る知事推せん書の交付案内、研修・講習会の受講案内、研修、セミナー等の概要紹介、衛生管理等に関する情報提供

## 2 生衛業経営改善促進事業

道内全ての生衛業者、生衛業起業者を対象に、経営の健全化・効率化を図るための研修会等を開催するほか、地区相談室の開設に合わせてセミナーを開催する。

また、日本政策金融公庫、生衛組合等で構成する相談支援連絡協議会を開催し、情報交換を行う。

### (1) 経営者研修会

時 期：令和2年9月  
場 所：中空知地区  
参加費：無料  
計 画：参加者30名

### (2) 収益力向上セミナー

時 期：令和2年10月  
場 所：北広島市  
参加費：無料  
計 画：参加者30名

### (3) 生衛業支援セミナー

時 期：令和2年10月  
場 所：札幌市  
参加費：無料  
計 画：参加者40名

### (4) 相談支援連絡協議会

時 期：令和3年2月  
場 所：札幌市

## 3 生衛業健康・福祉対策等推進事業

### (1) クリーニング包装材の再利用の促進

地球環境保全の観点から、クリーニング業界及び消費者団体等と連携協力して、クリーニング包装材の再利用を促進する。

#### ① クリーニング包装材の再利用等に係る検討協議会の開催

構 成：有識者、消費者及び行政機関、クリーニング業界等8名で構成  
計 画：1回開催

## ② クリーニング包装材再利用の普及・啓発

時 期：令和3年2月

内 容：啓発用ポスター等の作成・配付、利用者等に対する普及・啓発

計 画：ポスター作製、配付 800枚

## (2) セミナーの開催

道内の生衛事業者には、利用者・消費者ニーズに対応した衛生的で良質なサービスの提供が求められていることから、生衛業者が衛生確保のための専門的知識や技術を一層向上することにより、道内生衛業の活性化に資するとともに、衛生水準の確保・向上を図ることを目的として、セミナー等を開催する。

時 期：令和2年11月

場 所：旭川市

参加費：無料

計 画：受講者30名

## 4 標準営業約款登録等事業

標準営業約款登録制度は、生衛法第57条の12の規定に基づき、厚生労働大臣が認可した標準営業約款(通称「Sマーク」という。Sマークは、登録店舗が安全(Safety)、安心(Standard)、清潔(Sanitation)で、消費者に信頼を約束するもの。)に基づいており、理容、美容、クリーニング業、麺類飲食業者等がサービスを提供するにあたり、安全・安心・清潔を基準にサービスの内容や店内の表示を均一化するとともに、万一の事故等に備えた損害賠償保険の加入等の要件を満たすことにより、良質なサービス提供ができる店舗として登録するものであり、利用者等が店舗を利用する際の目印となるものである。

標準営業約款の登録営業者は、(公財)全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)のホームページを通じて一般に公開されており、利用者等が生衛業者を選択する際の有益な情報として活用することができる。

当指導センターは、同法第57条の13第1項の規定に基づき、道内における営業者からの登録の申し出に対する新規及び更新登録等の業務を行うとともに、北海道及び保健所設置市へのホームページ等への広告掲載や消費者向けポスター、チラシの配付・掲示の依頼及び組合機関紙等へのPR記事の掲載等により、当該制度の普及啓発を行う。

令和2年度登録見込件数：390件

## 5 クリーニング師研修等事業

クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習は、利用者利益の擁護等の観点から、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づき、衛生管理や接客サービスの向上、クリーニングや繊維製品に関する最新の知識・技術の習得を目的とするものである。

当指導センターは、実施機関として知事の指定を受けた全国指導センターから、研修・講習の開催業務等を受託し、道内主要都市に会場を設けて実施する第1型及び会場での受講が困難な方や特別な事情で受講できない方のために自宅等学習で受講する第2型を実施する。

時 期：第1型 旭川会場 7月、北見会場 9月、小樽会場 10月、札幌会場 11月  
第2型 2回実施  
講 師：クリーニング師、繊維製品品質管理士（TES）、公衆衛生獣医師ほか  
受講料：クリーニング師研修 5,000円、クリーニング業務従事者講習 4,500円  
計 画：クリーニング師研修 230名、クリーニング業務従事者講習 235名

## 第2 各種会議の開催等事業

定款の規定に基づき、理事会及び評議員会を定期的に開催するとともに、全国指導センター等が主催する各種会議、研修会等に出席し、指導センターの円滑な運営を図る。

- 1 正副理事長打合せ会議の開催  
年6回程度開催
- 2 評議員会の開催  
定時評議員会を6月に開催
- 3 理事会の開催  
6月及び3月に開催
- 4 全国又はブロック会議並びに研修会等への出席
  - (1) 都道府県指導センター代表者会議 4月（東京都）
  - (2) 北海道・東北ブロック指導センター職員協議会 10月（宮城県）
  - (3) 都道府県指導センター理事長会議 3月（東京都）
  - (4) その他会議及び研修会等 随時